

(表紙)

市川三郷町森林整備計画

山梨県

市川三郷町

市川三郷町森林整備計画  
(変更)

計画期間 自 令和 2年 4月 1日  
至 令和12年 3月31日  
(変更年月日 令和4年4月1日)

山 梨 県  
市川三郷町

## 変更理由

- 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項の追加
  - ・「森林施業の合理化に関する基本方針」について、森林環境譲与税の活用方針を定めたため、追加するものである。
  
- 森林の整備に関する事項の記載内容の変更
  - ・「立木の伐採（主伐）の標準的な方法」について、主伐後の伐採跡地の更新作業に、コンテナ苗を活用した一貫作業システムの導入を追加するものである。
  - ・「天然更新に関する事項」について、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準を市町村森林整備計画において新たに定めたことに伴い、天然力の活用により適確な更新が図られる条件を追加するものである。
  - ・「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」について、地域森林計画において市町村森林整備計画でその基準を定めることされたため追加するものである。
  - ・「公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法」について、複層林施業の具体例を追加するものである。
  - ・「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法」について、地域森林計画において、この区域のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定及び施業方法を市町村整備計画で示すこととされたためその設定条件と方法を追加するものである。
  
- 森林の保護に関する事項の追加
  - ・「森林病虫害の駆除及び予防の方法」について、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害が急速に拡大していることに伴い防除の方針について追加するものである。
  
- その他森林の整備のために必要な事項の追加
  - ・「その他必要な事項」について、町の森林環境譲与税の用途に関する活用方針を定めたため、追加するものである。

目次 (○印 変更の有する計画事項又は計画項目)

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
○3	森林施業の合理化に関する基本方針	1
II	森林の整備に関する事項	2
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	2
1	樹種別の立木標準伐期齢	2
○2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	2
3	その他必要な事項	3
第2	造林に関する事項	3
1	人工造林に関する事項	3
○2	天然更新に関する事項	4
○3	植栽によらなければ的確な更新が困難に関する事項	4
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく 伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	4
5	その他必要な事項	5
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐 及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	5
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	5
2	保育の種類別の標準的な方法	5
3	その他必要な事項	5
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	5
○1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	5
○2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林の区域及び当該区域内における施業の方法	7
3	その他必要な事項	11
第5	委託を受けて行う森林の施業又は 経営の実施の促進に関する事項	11
1	森林の経営の受委託等による 森林の経営の規模の拡大に関する方針	11
2	森林の経営の受委託等による 森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	11
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	11
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	11
5	その他必要な事項	11
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	11
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	11

2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	・ ・ ・ ・ ・	-11-
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	・ ・ ・ ・ ・	-11-
4	その他必要な事項	・ ・ ・ ・ ・	-12-
第7	作業路網その他森林の整備のために		
	必要な施設の整備に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	-12-
1	効率的な森林施業を推進するための		
	路網密度の水準及び作業システムに関する事項	・ ・ ・ ・ ・	-12-
2	路網整備と併せて効率的な		
	森林施業を推進する区域に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	-12-
3	作業路網の整備に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	-12-
4	その他必要な事項	・ ・ ・ ・ ・	-12-
第8	その他必要な事項	・ ・ ・ ・ ・	-12-
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	-12-
2	森林施業の合理化を図るために		
	必要な機械の導入の促進に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	-12-
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	・ ・ ・	-13-
Ⅲ	森林の保護に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	-13-
第1	鳥獣害の防止に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	-13-
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法		-13-
2	その他必要な事項	・ ・ ・ ・ ・	-13-
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防		
	その他森林の保護に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	-13-
○1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	・ ・ ・ ・ ・	-13-
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	・ ・ ・ ・ ・	-14-
3	林野火災の予防の方法	・ ・ ・ ・ ・	-14-
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項		-14-
5	その他必要な事項	・ ・ ・ ・ ・	-14-
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	-14-
1	保健機能森林の区域	・ ・ ・ ・ ・	-14-
2	保健機能森林の区域内の森林における		
	造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	-14-
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項		-14-
4	その他必要な事項	・ ・ ・ ・ ・	-14-
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	・ ・ ・ ・ ・	-14-
1	森林経営計画の作成に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	-14-
2	生活環境の整備に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	-15-
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	-15-
4	森林の総合利用の推進に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	-15-

- 5 住民参加による森林の整備に関する事項・・・・・・・・・・-15-
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項・・・・・・・・・・-15-
- 7 その他必要な事項・・・・・・・・・・-15-

本文中、「前計画書」とは、令和2年4月1日施行の森林整備計画である。

また、変更のない計画事項及び計画項目は、計画事項名または、計画項目名のみ記載しており、計画事項及び計画項目に一部変更がある場合は、本計画に読み替えるものとする。

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

前計画書のとおり。

### 2 森林整備の基本方針

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

前計画書のとおり。

#### (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

前計画書のとおり。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

現在、町内の森林は人工林主体に資源が充実してきており、適正な森林施業の実施が喫緊の課題となっている。また、森林整備を行うべき森林の所有者及び境界が不明確である事や、比較的作業条件が良い場所に地目が畑等の人工林・天然林が存在する事が面的な森林施業の集約化の促進を困難にしている。

そのため、フォレスタ、森林施業プランナー、県、森林組合等の林業経営体、森林所有者、町等で相互に連絡を密にして、森林所有者及び森林境界の明確化、意欲と能力のある林業経営体等による森林施業の集約化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業施策の総合的な実施を計画的に推進するものとする。

森林施業の中心になる森林組合等の林業経営体は森林所有者に対して、積極的に施業を提案することを通じて、長期受委託契約による施業の集約化を進め、森林経営計画に基づく一体的かつ計画的な森林施業の推進を図るものとする。

一方、林道や林業専用道からの距離が短い森林については、森林作業道等（搬出路）の整備状況に応じて、利用間伐を実施する。また、今後伐期の長期化に伴い、高齢級の間伐や抜き切りが増加することが見込まれるため、作業路網を整備し、木材を搬出できる体制を整える。作業路網については、主伐時の搬出にも活用することを前提として作設を行い、簡易で丈夫な森林作業道への転換を図る。

主伐後の伐採跡地はこれまで標準的な人工植栽を基本としてきたが、造林コストの縮減等や多様な森林の造成の観点から、コンテナ苗を活用した一貫作業システムの導入や、天然力を活用した更新も実施する。

人工植栽地については、その後適時適切な間伐を実施し、林内照度を確保して下層植生の生育を促す。

上記の森林施業を推進するにあたっては、現場に応じた低コスト・効率的な作業システムの確立を図る必要があり、森林組合を中心に森林所有者、フォレスター、森林施業プランナー、林業普及指導員、県林務環境事務所職員、町林務担当職員の連携のもと最適な施業方法を選択する。

さらには、適時適切な森林施業を進めるためには、できるだけ所有者負担を軽減することが必要不可欠であることから国、県の補助事業について積極的な活用を図るものとする。

また、平成31年4月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行され、本町においても森林環境譲与税（以下、「本税」という。）が譲与されることになったことから、用途に関する活用方針を定め、森林整備や人材育成、木材利用の推進など本町における林業施策の推進及び各課題を解決するために本税の活用を図るものとする。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

#### 1 樹種別の立木標準伐期齢

前計画書のとおり。

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地が再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構成となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の標準的な方法を進めるにあたっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めること。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのない

よう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保すること。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮すること。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置すること。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえること。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うものとする。

人工林の生産目標ごとの主伐時期は、次表を参考にする。こと。

樹種	生産目標	期待径級 (cm)	主伐の時期 (年)
スギ	普通材	24	40
	大径材	36	80
ヒノキ	普通材	22	45
	大径材	30	90
アカマツ	普通材	24	40
	大径材	34	80
カラマツ	普通材	22	40
	大径材	26	80

3 その他必要な事項  
前計画書のとおり。

## 第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項  
(1) 人工造林の対象樹種  
前計画書のとおり。

(2) 人工造林の標準的な方法



前計画書のとおり。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

前計画書のとおり。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の育成状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

なお、伐採及び伐採後の造林の届出において、5 ha以上の皆伐を計画した届出書が提出された場合には現地確認等を実施して天然更新の実施の可否を判断する。

(1) 天然更新の対象樹種

前計画書のとおり。

(2) 天然更新の標準的な方法

前計画書のとおり。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

前計画書のとおり。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

- ・現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性樹種から構成される天然林・二次林が更新対象地周辺に存在せず、林床にも高木性樹種の稚樹が存在しない場合。ただし、更新対象地内に母樹となり得る高木が10本/ha以上残存している場合は除く。
- ・ササ類が林床を一面に被覆している森林
- ・ただし、IVの1の保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除くものとする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

上記の基準による森林のうち、所在の明らかな森林はなし。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

前計画書のとおり。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

前計画書のとおり。

- 5 その他必要な事項  
前計画書のとおり。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法  
前計画書のとおり。

- 2 保育の種類別の標準的な方法  
前計画書のとおり。

- 3 その他必要な事項  
(1) 間伐及び保育の基準  
前計画書のとおり。

- (2) 間伐を実施すべき森林の立木の収量比数の目安  
前計画書のとおり。

- (3) 間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等  
前計画書のとおり。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法  
前計画書のとおり。

- (1) 水源の涵養<sup>かん</sup>の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  
前計画書のとおり。

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1のとおり定めるものとする。

- ①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林）

- ②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）

③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機能維持増進森林／生物多様性保全機能維持増進森林）

イ 施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図る。また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとするが、複層林施業によっては、公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限については、標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢とした上で伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

このため、以下の伐期齢の下限に従った施業及びその他施業を推進すべき森林を、推進すべき施業の方法ごとに別表2に定める。

複層林施業を推進すべき森林における施業の具体例（森林経営計画の基準例）

○ 複層林施業を推進すべき森林における施業の実施基準

	複層林施業を推進すべき森林	択伐による複層林施業を推進すべき森林
伐採率(材積率)	70%以下	30%以下 (伐採後の造林を人工植栽による場合40%)
維持材積	標準伐期齢における立木材積の50%以上	標準伐期齢における立木材積の70%以上
保残帯の幅	20m以上(ただし、伐採率・維持材積に応じて適切に設定)	
伐区の形状	群状伐採 伐区面積: 1ha未満 	群状伐採 伐区面積: 0.05ha未満 
	帯状伐採 伐採する帯の幅: 40m未満 	帯状伐採 伐採する帯の幅: 10m未満 
間伐の方法	【単層林である場合】Ryが0.85以上の森林について、Ryが0.75以下となるよう伐採	
植栽の方法	主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、一部又は全部を植栽 【植栽によらなければ適切な更新が困難な森林】標準的な植栽本数を2年以内に植栽	

## 長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地域	樹 種								
	スギ	ヒノキ	アカ マツ	カラ マツ	モミ・ シラベ	その他 針葉樹	クヌギ・ナラ類		その他 広葉樹
							用材用	その他	
本町	年	年	年	年	年	年	年	年	年
全域	80	90	80	80	100	140	60	30	100

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

### (1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について、「別表1」に定める。

そのうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として同じく「別表1」に定める。

### (2) 施業の方法

生産目標に応じた主伐の時期は、第1の2に示した主伐時期を目安とする。主伐の方法として皆伐を選択する場合は、伐採面積が20ha以下となるようにすることとする。

また、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的かつ効率的な木材等の生産が可能となる資源構成になるよう努めるものとする。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うものとする。

【別表 1】

区分	森林の区域		面積 (ha)
水源の <sup>かん</sup> 涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林 a	134, 141～144 林班 ただし、以下の小班を除外する (134い 1～4, 6, と 1, は 4～15, へ 7, 8, ほ 5～7, 9～11, ろ 1, 2, 4, 141い 1, 2, ち 1, と 1, 2, 7, 8, 11, へ 1, 3～5, ほ 2, ろ 6, 142い 3, と 2～4, に 1, は 3, ほ 4～9, ろ 3, 143い 1, 2, 4, ち 3, 4, と 1, 3, に 2, 3, へ 1, 2, 4, ほ 1, 2, 6, 144か 2, そ 1, た 6, ち 1, つ 1, 2, に 1, 2, 4～7, 10～12, ぬ 1～5, 7, 8, へ 1, 2, 4～8, ほ 1, 2, 4, よ 4, 6, り 3～5, 7, る 1, 2, 5, れ 1, 3, 6～8, 10, ろ 1, 2)	270.94
	民有林 a	1～8, 10～14, 17～24, 101～103, 105～110, 112～122, 201～210 林班 ただし、以下の県行分収林を除く 13 (962), 113(1934)	3,710.14
	小計		3,981.08
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林 b	134, 141～144 林班 ただし、以下の小班を除外する (134い 1～4, 6, と 1, は 4～15, へ 7, 8, ほ 5～7, 9～11, ろ 1, 2, 4, 141い 1, 2, ち 1, と 1, 2, 7, 8, 11, へ 1, 3～5, ほ 2, ろ 6, 142い 3, と 2～4, に 1, は 3, ほ 4～9, ろ 3, 143い 1, 2, 4, ち 3, 4, と 1, 3, に 2, 3, へ 1, 2, 4, ほ 1, 2, 6, 144か 2, そ 1, た 6, ち 1, つ 1, 2, に 1, 2, 4～7, 10～12, ぬ 1～5, 7, 8, へ 1, 2, 4～8, ほ 1, 2, 4, よ 4, 6, り 3～5, 7, る 1, 2, 5, れ 1, 3, 6～8, 10, ろ 1, 2)	270.94

	民有林 b	県行分収林 1(450, 521, 669), 3(398, 1082), 4(360, 397, 448), 5(862, 964), 9(449), 13(1352, 1489), 14(1351, 1487, 1488, 1489, 1490, 2114, 2147), 15(767, 1084, 1224, 1351, 1624, 1625, 1626), 17(1083, 1223), 18(963, 1491, 1627), 19(1492), 22(1493), 21(963), 23(319, 399, 524, 584), 101(243, 587, 671), 102(1353, 1354), 105(241, 318), 106(242), 107(520, 771, 863), 112(585, 1807, 2034), 113(450, 519, 586, 670, 768), 116(769, 770, 1355, 1494), 118(1085, 1086, 1087), 122(1225, 1226), 203(588, 672), 206(451)	253.89
	小計		524.83
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林		
	民有林		
	小計		0
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林		
	民有林		
	小計		0
うち生物多様性保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林		
	民有林		
	小計		0
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進す	県有林	133, 134, 135-1, 135-2, 141～144 林班	603.61

べき森林	民有林	1～24, 101～103, 105～122, 201～210 林班	4, 113. 78
	小計		4, 717. 39
うち特に効率的な施業 が可能な森林	県有林		
	民有林		
	小計		

※ 上記の森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画概要図に図示することをもって代えることができる。

※ 民有林（b）の外数字は林班番号を、かっこ内の数字は台帳番号を示す。

【別表 2】

施業の方法		森林の区域		面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	県有林	別表 1 : 県有林 a に示す区域 全て		270. 94
	民有林	別表 1 : 民有林 a に示す区域 全て		3, 710. 14
	小計			3, 981. 08
長伐期施業を推進すべき森林	県有林			
	民有林			
	小計			
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	県有林	別表 1 : 県有林 b に示す区域 全て	270. 94
		民有林	別表 1 : 民有林 b に示す区域 全て	253. 89
		小計		524. 83
	択伐による複層林	県有林		

	施業を推進すべき森林	民有林		
			小計	0
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		県有林		
		民有林		
			小計	0

### 3 その他必要な事項

前計画書のとおり。

### 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

#### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

前計画書のとおり。

#### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

前計画書のとおり。

#### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

前計画書のとおり。

#### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

前計画書のとおり。

#### 5 その他必要な事項

前計画書のとおり。

### 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

#### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

前計画書のとおり。

#### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

前計画書のとおり。

#### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

前計画書のとおり。



- 4 その他必要な事項  
前計画書のとおり。

#### 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項  
前計画書のとおり。
- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項  
前計画書のとおり。
- 3 作業路網の整備に関する事項
  - (1) 基幹路網に関する事項  
前計画書のとおり。
  - (2) 細部路網に関する事項  
前計画書のとおり。
- 4 その他必要な事項  
前計画書のとおり。

#### 第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
  - (1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向  
前計画書のとおり。
  - (2) 林業労働者及び林業後継者の育成方策  
前計画書のとおり。
  - (3) 林業経営体の体質強化方策  
前計画書のとおり。
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
  - (1) 林業機械化の促進方向  
前計画書のとおり。
  - (2) 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標  
前計画書のとおり。

(3) 林業機械化の促進方策  
前計画書のとおり。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項  
前計画書のとおり。

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

前計画書のとおり。

(2) 鳥獣害の防止の方法

前計画書のとおり。

2 その他必要な事項

前計画書のとおり。

#### 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の未然防止、巡視による早期発見及び早期駆除等に努める。

松くい虫被害対策については、森林病虫害等防除法に基づいて被害の発見や防除に努める。具体的には、高度公益機能森林及び市川三郷町松くい虫被害対策地区実施計画に定める地区保全森林といった保全すべき松林については伐倒くん蒸処理による駆除を実施する。

ナラ枯れについては、令和元年11月に南部町と身延町で被害発生が確認された。町内では未だ発生の報告はないが、被害を早期発見できるように、特に被害の発見しやすい梅雨明けから10月頃にかけて巡視活動を行うなど、被害調査の強化と防除に努め、被害拡大の未然防止を図ることとする。

なお、森林病虫害等のまん延防止のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合には、森林所有者の理解を得ながら、駆除及び被害木の伐採・有効利用に関する指導を行うこととする。

(2) その他

前計画書のとおり。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

前計画書のとおり。

3 林野火災の予防の方法

前計画書のとおり。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

前計画書のとおり。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

前計画書のとおり。

(2) その他

前計画書のとおり。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

前計画書のとおり。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

前計画書のとおり。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

前計画書のとおり。

(2) 立木の期待平均樹高

前計画書のとおり。

4 その他必要な事項

前計画書のとおり。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情から見て造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行なうことができると認められる区域

前計画書のとおり。

(2) その他

前計画書のとおり。

2 生活環境の整備に関する事項

前計画書のとおり。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

前計画書のとおり。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

前計画書のとおり。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

前計画書のとおり。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

前計画書のとおり。

7 その他必要な事項

(1) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

前計画書のとおり。

(2) 森林施業の技術及び知識の普及・指導

前計画書のとおり。

(3) 町有林の整備について

前計画書のとおり。

(4) 森林化した農地の整備について

前計画書のとおり。

(5) 森林環境譲与税の使途に関する活用方針

1) 本税の活用に関する基本的な活用施策

① 間伐や林内作業に必要な林内路網の整備などを実施することにより、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図る。

② 森林・林業の人材育成・担い手対策を進める。

③ 本町の実行体制の充実を進める。

④ 炭素固定及び森林整備の促進に貢献する木材の利用を促進する。

⑤ 森林・林業についての普及啓発を進める。

## 2) 事業の優先度

本税の使途が多岐にわたる一方、整備が必要な人工林が多くの面積を占める本町の状況や、森林環境税が創設されるに至った経緯などを考慮すると、森林整備への効果が高いものを使途として優先して位置づけることが適当である。そのため、地域の実情を踏まえつつ、当面、以下の優先順位を基準として具体的な使途として活用する。

### 【優先順位】

【高】①森林整備

【中】②木材利用の促進、③町の実行体制整備、④普及啓発

【低】⑤人材育成・担い手対策

## 3) 使途に関する留意事項

### ①森林整備の促進

本計画Ⅱ第5-4「森林経営管理制度の活用に関する事項」に基づく、森林整備やその他、森林整備を促進するための事業費に充てる。

### ②木材の利用の促進

木材利用の促進が本税の使途に加えられた趣旨は、「森林整備の促進」のためであることを念頭に事業を検討するとともに、広く国民に負担を求める財源であることに鑑み、町が実施する木造公共建築物の整備や、県産材を活用した公共施設等の木質化、エネルギー利用として地域木材を活用した木質バイオマスの活用など、公益性・公共性の高い取組に対し優先的に充てる。

### ③町の実行体制整備

森林整備を円滑に推進するため、地域林政アドバイザーの雇用や、林務担当職員の実務力向上にかかる研修、本税関連事業の執行上必要となる人件費や協議会（検討会等）の運営費及び備品整備などの経費に充てる。

### ④担い手の確保及び育成

森林整備を円滑に推進するためには、林業就業者及び事業体の経営基盤の強化、労働環境の改善、技能向上や労働安全性向上が不可欠となる。このため、これらの対策に要する経費に充てる。

### ⑤森林の有する公益的機能に関する普及啓発

町民や都市住民への森林整備の理解醸成に必要となる普及啓発活動(木育活動含む)に要する経費に充てる。

### ⑥協議会（検討会等）

本税の使途については原則①～⑤とするが、必要に応じて関係団体等を構成員とする協議会（検討会等）を開催し、活用方法を検討するものとする。